

ふじみ野市告示第193号

ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事について、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するので、下記のとおり公告する。

令和8年6月8日

ふじみ野市長 高 畑



記

1 工事概要

- (1) 工事名 ふじみ野市街頭防犯カメラ設置工事
- (2) 設置場所 ふじみ野市内（ふじみ野市役所本庁舎及び市が指定する市内の10地点）
- (3) 工事内容
当市が指定する電柱等に街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を設置するものである。詳細については、「調達仕様書」及び「機能要件一覧」によるものとする。
- (4) 工事期日 契約締結日から令和8年10月31日（土）まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 形態が単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) 過去5年間（令和3年度から令和7年度までの期間）に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務の受託実績があること。この場合の受託実績については、ふじみ野市と契約権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。

3 プロポーザル提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 同種又は類似の業務の実績
- (2) 当該業務の実施体制

4 プロポーザル提案書の評価基準

企画提案書、機能及び提案価格の評価による。詳細については、「評価基準書」によるものとする。

5 手続等

(1) 担当部局

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市総務部危機管理防災課

電話番号 049-262-9052 (直通)

ファックス番号 049-257-6061

電子メール bohan@city.fujimino.saitama.jp

(2) 要求水準書等の交付について

ア 交付期間 令和8年6月8日(月)から同月18日(木)まで

イ 場所 総務部危機管理防災課(ふじみ野市ホームページ)

ウ 方法 窓口で交付(ホームページ上にて公開)

(3) 参加表明書の受領について

ア 受領期限 令和8年6月19日(金)午後5時15分

イ 提出場所 総務部危機管理防災課窓口

ウ 提出方法 郵送又は持参

郵送の場合は、令和8年6月19日(金)まで必着とする。

(4) プロポーザル提案書の受領について

ア 受領期限 令和8年6月29日(月)午後5時15分

イ 提出場所 総務部危機管理防災課窓口

ウ 提出方法 持参

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ

(4) 入札参加資格者の追加登録

「2 参加資格」について、業務の内容、性質等により、当該業務を履行することが可能な登録業者がない場合又は市長がやむを得ないと認める場合は、「2 参加資格」に規定する者に加え、登録業者と同等の要件を満たし

ていると認められる者を充てることができるものとする。

(5) 詳細説明

本プロポーザルに係る詳細な説明は、本業務に係るプロポーザル実施要領等にて確認すること。